

# レッツユースウェア規約

株式会社レッツ(以下「弊社」といいます。)がレッツ ユースウェア(以下「本サービス」といいます。)を実施するにあたって、お客様には、以下の点についてご承認いただいていることを、ご承知おきください。

## (本サービスの内容)

- 1 本サービスは、弊社が、お客様と合意した場所にて、お客様と合意した時間・回数において、弊社指定のインストラクターが、以下のサービスを提供するものです。
  - (1)設定作業:弊社製品をお客様の環境下にインストールして設定する作業
  - (2)訪問指導:弊社製品の活用方法を指導
- 2 1回の訪問指導においてお客様の参加可能人数は、最大4名となります。
- 3 設定作業及び訪問指導の実施日時は、平日の午前9時～午後6時の間となります。
- 4 訪問指導の実施期限は、初回の訪問指導を起算日として1年の間とします。お客様と合意した回数が未消化であっても、初回の訪問指導を起算日として1年を経過した後は、訪問指導を行うことはできません(未消化分の訪問指導を受ける権利は失効します。)

## (本サービスの実施条件)

- 1 お客様は、本サービスの受講中、弊社の指示や指導を遵守し、本サービスの運営や秩序を乱さないよう配慮するものとします。
- 2 弊社は、本サービスに関して、善良なる管理者の注意義務に従って本サービスを実施する限りの責任を負うものとします。お客様は、本サービスに関して、弊社製品の設定作業がお客様の環境下においては完了しないことがあること、また、弊社製品の活用に関する訪問指導があくまでも弊社の保有するノウハウを学ぶ場を提供するものであり、お客様が弊社製品を活用できる状態に到達することを保証するものではないことを理解し、予め承知するものとします。
- 3 弊社は、弊社の責任において、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託できます。弊社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、お客様の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

## (対価等)

- 1 お客様は、所定の対価及びこれに係る消費税(以下併せて「対価」といいます。)を支払うものとします。
- 2 前項の対価とは別に、お客様は、弊社が求めた場合、弊社指定のインストラクターの交通費を支払うものとします(以下対価と併せて「対価等」といいます。)
- 3 対価等は、所定の期限までに、所定の銀行口座宛に振込送金による方法又は別途指定された方法により支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用は、お客様の負担とします。
- 4 お客様が対価等の全部又は一部を支払わない場合、お客様は、支払期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、未払対価等に対し年利14.6%を乗じて計算した金額を、遅延損害金として支払うものとします。
- 5 お客様が本サービスに遅刻、途中退席又は欠席した場合でも、お客様に対する対価等の全部又は一部の返還は行われません。
- 6 (不可抗力)に定める事由が生じて、本サービスの全部又は一部が実施できなかった場合でも、お客様に対する対価等の全部又は一部の返還は行われません。
- 7 (本サービスの内容)第4項に定める未消化分の訪問指導を受ける権利の失効が生じた場合でも、お客様に対する当該未消化分の訪問指導に係る対価等の返還は行われません。

#### (キャンセル)

- 1 お客様は、本サービスの申込後といえども、本サービス実施日の3営業日前(以下「キャンセル期限」といいます。)までに、弊社に対して通知することにより、本サービスの実施をキャンセルすることができます。
- 2 前項により本サービスの実施がキャンセルされた場合、お客様に対して、受領済みの対価等があれば、キャンセルされた日が属する月の翌月末日限りでこれが返還されるものとします。なお、振込手数料その他返還に要する費用はお客様の負担とし、当該費用を差し引いた金額がお客様に返還されるものとします。
- 3 お客様が、キャンセル期限経過後に本サービスの実施をキャンセルする場合(意図してのキャンセルか、本サービス実施日を失念してのキャンセルか、問いません。)、対価等の全額の支払義務は免れず、また、支払済みの対価等がある場合でも、これは全額返還されません。
- 4 前条(対価等)第3項は、解約料にも準用します。

#### (中止又は代替)

- 1 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により本サービスを実施できなくなった場合は、弊社の任意の判断により、本サービスの全部若しくは一部を中止し、又は代替を行うことができます。
- 2 前項により弊社が本サービスを中止する場合又は弊社が本サービスの代替を行うもお客様が代替に応じず結果として中止となる場合で、当該中止の対象となる本サービスが1回以上になる場合は、お客様に対して、当該中止の対象となる本サービスに該当する分の対価が、回数割計算にて返還されるものとし、また、該当する分の交通費が返還されるものとします。当該中止の対象となる本サービスが1回未満の場合(当日に本サービス自体は実施され、その時間が変更になる場合)、対価等は返還されないものとします。
- 3 お客様が代替に応じた場合は、本サービスを通常どおり実施する場合と同様に扱い、弊社はその他の責任を負わないものとします。
- 4 弊社の責めに帰すべき事由による本サービスの中止又は代替に係る弊社の責任は、本条に定めるもののみとします。弊社は、本サービスの中止又は代替によってお客様に生じた交通費や宿泊費等の費用について、これを補償する責任は負いません。

#### (不可抗力)

弊社は、天災地変、交通機関の遅延又は不通、偶発的事故、停電、通信障害、インストラクターの体調不良、事業上の理由、その他のやむを得ない事由がある場合は、本サービスをいつでも変更又は中止することができるものとし、これによってお客様に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。

#### (紛争処理及び損害賠償)

弊社は、自己の故意又は重過失によりお客様に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとします。なお、その賠償すべき損害の範囲は、お客様に現実に発生した通常の損害に限る(逸失利益を含む特別の損害は含まない。)ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生の直接の原因となった本サービスに関して弊社が実際に受領した対価相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

---

2018年3月1日制定

2023年7月1日改定